

新潟県事務委任規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和8年3月30日

新潟県知事 花角 英世

新潟県規則第20号

新潟県事務委任規則の一部を改正する規則

新潟県事務委任規則（昭和35年新潟県規則第9号）の一部を次の表のように改正する。

（下線部分は改正部分）

改正後	改正前
<p>（地域振興局長への委任）</p> <p>第3条の3 次に掲げる事務は、地域振興局長に委任する。</p> <p>(1)～(129) (略)</p> <p>(130) 土地改良法第18条第19項（同法第84条において準用する場合を含む。）の規定による土地改良区役員の氏名及び住所の公告（設立当時の役員の就任に係るものを除く。）をすること。</p> <p>(131)～(134) (略)</p> <p>(135) 土地改良法第49条第1項（同法第84条において準用する場合を含む。）の規定による応急工事計画の認可をすること。</p> <p>(136)～(142) (略)</p> <p><u>(142)の2 土地改良法第57条の11第1項（同法第84条において準用する場合を含む。）の規定による連携管理保全計画の認可をすること。</u></p> <p><u>(142)の3 土地改良法第57条の12第2項（同法第84条において準用する場合を含む。）の規定により、連携管理保全計画の認可の公告をすること。</u></p> <p><u>(142)の4 土地改良法第57条の13（同法第84条において準用する場合を含む。）において準用する同法第57条の11第1項の規定による連携管理保全計画の変更の認可をすること。</u></p> <p><u>(142)の5 土地改良法第57条の13（同法第84条において準用する場合を含む。）において準用する同法第57条の12第2項の規定により、連携管理保全計画の変更の認可の公告をすること。</u></p> <p>(143)～(544) (略)</p> <p>(545) <u>削除</u></p> <p>(546) 特定都市河川浸水被害対策法（平成15年法律第77号）第38条第2項の規定により、完了検査をすること。</p> <p>(547)～(562) (略)</p> <p>2 次に掲げる事務は、新発田、新潟、三条、長岡、南魚沼、上越及び佐渡の各地域振興局長に委任する。</p> <p>(1)～(18) (略)</p> <p>(18)の2 特定水産動植物等の国内流通の適正化等に関する法律（令和2年法律第79号）<u>第10条</u></p>	<p>（地域振興局長への委任）</p> <p>第3条の3 次に掲げる事務は、地域振興局長に委任する。</p> <p>(1)～(129) (略)</p> <p>(130) 土地改良法第18条第18項（同法第84条において準用する場合を含む。）の規定による土地改良区役員の氏名及び住所の公告（設立当時の役員の就任に係るものを除く。）をすること。</p> <p>(131)～(134) (略)</p> <p>(135) 土地改良法第49条第1項（同法第84条において準用する場合を含む。）の規定による<u>土地改良区が行う災害復旧又は突発事故被害の復旧の</u>応急工事計画の認可をすること。</p> <p>(136)～(142) (略)</p> <p>(143)～(544) (略)</p> <p>(545) <u>特定都市河川浸水被害対策法（平成15年法律第77号）第38条第1項の規定による完了又は廃止の届出を受理すること。</u></p> <p>(546) 特定都市河川浸水被害対策法第38条第2項の規定により、完了検査をすること。</p> <p>(547)～(562) (略)</p> <p>2 次に掲げる事務は、新発田、新潟、三条、長岡、南魚沼、上越及び佐渡の各地域振興局長に委任する。</p> <p>(1)～(18) (略)</p> <p>(18)の2 特定水産動植物等の国内流通の適正化等に関する法律（令和2年法律第79号）<u>第7条</u></p>

第1項から第3項までの規定により、必要な措置を講ずべき旨の勧告をすること（知事が指定したものを除く。）。

(18)の3 特定水産動植物等の国内流通の適正化等に関する法律第10条第4項の規定により、勧告に係る措置をとるべきことを命ずること（知事が指定したものを除く。）。

(18)の4 特定水産動植物等の国内流通の適正化等に関する法律第32条第1項の規定により、必要な報告若しくは物件の提出を求め、又は職員に立入検査若しくは質問をさせること（知事が指定したものを除く。）。

(19)～(50) (略)

3 次に掲げる事務は、村上、新潟、長岡、南魚沼、上越、糸魚川及び佐渡の各地域振興局長に委任する。

(1)・(2) (略)

(3) 森林法第10条の3第1項の規定により、開発行為の中止を命じ、又は復旧に必要な行為をすべき旨を命ずること。

(3)の2 森林法第10条の3第2項の規定による公表を行うこと。

(3)の3 (略)

(3)の4 (略)

(3)の5 (略)

(4)～(61) (略)

4 次に掲げる事務は、新発田、三条、長岡、南魚沼、上越及び佐渡の各地域振興局長に委任する。

(1)～(136)の55 (略)

(136)の56 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令（平成18年政令第10号）第49条第1項の規定による障害者支援施設の休止又は廃止の届出を受理すること。

(136)の57 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令第49条第2項の規定による障害者支援施設の名称等の変更（定員の変更を除く。）の報告を受理すること。

(136)の58～(230) (略)

5・6 (略)

7 削除

第1項又は第2項の規定により、必要な措置を講ずべき旨の勧告をすること（知事が指定したものを除く。）。

(18)の3 特定水産動植物等の国内流通の適正化等に関する法律第7条第3項の規定により、勧告に係る措置をとるべきことを命ずること（知事が指定したものを除く。）。

(18)の4 特定水産動植物等の国内流通の適正化等に関する法律第12条第1項の規定により、必要な報告若しくは物件の提出を求め、又は職員に立入検査若しくは質問をさせること（知事が指定したものを除く。）。

(19)～(50) (略)

3 次に掲げる事務は、村上、新潟、長岡、南魚沼、上越、糸魚川及び佐渡の各地域振興局長に委任する。

(1)・(2) (略)

(3) 森林法第10条の3の規定により、開発行為の中止を命じ、又は復旧に必要な行為をすべき旨を命ずること。

(3)の2 (略)

(3)の3 (略)

(3)の4 (略)

(4)～(61) (略)

4 次に掲げる事務は、新発田、三条、長岡、南魚沼、上越及び佐渡の各地域振興局長に委任する。

(1)～(136)の55 (略)

(136)の56 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令（平成18年政令第10号）第43条の7第1項の規定による障害者支援施設の休止又は廃止の届出を受理すること。

(136)の57 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令第43条の7第2項の規定による障害者支援施設の名称等の変更（定員の変更を除く。）の報告を受理すること。

(136)の58～(230) (略)

5・6 (略)

7 次に掲げる事務は、長岡、上越及び佐渡の各地域振興局長に委任する。

(1) 旅券法（昭和26年法律第267号）第3条の規定による一般旅券発給申請書等の受理並びに申請者の身元及び現有旅券の確認をすること。

(2) 旅券法第8条第1項（同法第9条第3項及び第10条第4項において準用する場合を含む。）の規定により、一般旅券を当該申請者に交付すること。

(3) 旅券法第9条第1項の規定による一般旅券渡航先追加申請書を受理すること。

8～12 (略)

(児童相談所長への委任)

第7条 次に掲げる事務は、児童相談所長に委任する。

(1)～(19) (略)

(20) 児童福祉法施行令(昭和23年政令第74号) 第32条の規定により、児童福祉法第30条第1項の規定による届出をした者に係る通知を行うこと。

(21)～(39) (略)

(保健所長への委任)

第8条 次に掲げる事務は、保健所長に委任する。

(1)～(11) (略)

(12) 医療法第8条第1項の規定による診療所又は助産所の開設の届出を受理すること。

(12)の2 医療法第8条第2項の規定によるオンライン診療受診施設の設置の届出を受理すること。

(13) 医療法第8条の2第2項の規定による診療所、助産所又はオンライン診療受診施設の休止又は再開の届出を受理すること。

(13)の2 医療法第9条第1項の規定による診療所、助産所又はオンライン診療受診施設の廃止の届出を受理すること。

(14) 医療法第9条第2項の規定による診療所若しくは助産所の開設者又はオンライン診療受診施設の設置者の死亡又は失踪の届出を受理すること。

(15)～(20) (略)

(21) 医療法第25条第1項の規定により、病院、診療所若しくは助産所の開設者若しくは管理者若しくはオンライン診療受診施設の設置者に対し報告を命じ、又は当該職員に立入検査をさせること。

(21)の2 医療法第25条第2項の規定により、病院、診療所若しくは助産所の開設者若しくは管理者又はオンライン診療受診施設の設置者に対し、診療録等の提出を命ずること。

(22)～(24) (略)

(25) 医療法施行令(昭和23年政令第326号)第4条第1項の規定による病院、診療所又は助産所の開設者の住所等の変更の届出 (病院にあつて

(4) 旅券法第17条の規定による一般旅券の紛失等の届出の受理並びに届出者の身元及び一般旅券の紛失等の事実の確認をすること。

(5) 旅券法第19条第5項の規定により、返納された一般旅券を受領すること。

(6) 旅券法第19条第6項の規定により、返納を受けた一般旅券を還付すること。

8～12 (略)

(児童相談所長への委任)

第7条 次に掲げる事務は、児童相談所長に委任する。

(1)～(19) (略)

(20) 児童福祉法施行令(昭和23年政令第74号) 第33条の規定により、児童福祉法第30条第1項の規定による届出をした者に係る通知を行うこと。

(21)～(39) (略)

(保健所長への委任)

第8条 次に掲げる事務は、保健所長に委任する。

(1)～(11) (略)

(12) 医療法第8条の規定による診療所又は助産所の開設の届出を受理すること。

(13) 医療法第8条の2第2項の規定による診療所又は助産所の休止又は再開の届出を受理すること。

(13)の2 医療法第9条第1項の規定による診療所又は助産所の廃止の届出を受理すること。

(14) 医療法第9条第2項の規定による診療所又は助産所の開設者の死亡又は失そうの届出を受理すること。

(15)～(20) (略)

(21) 医療法第25条第1項の規定により、病院、診療所若しくは助産所の開設者若しくは管理者に対し報告を命じ、又は当該職員に立入検査をさせること。

(21)の2 医療法第25条第2項の規定により、病院、診療所又は助産所の開設者又は管理者に対し、診療録等の提出を命ずること。

(22)～(24) (略)

(25) 医療法施行令(昭和23年政令第326号)第4条第1項の規定による病院、診療所又は助産所の開設者の住所等の変更の届出を受理すること。

<p>は、<u>病床数の減少に係るものを除く。</u>)を受理すること。</p> <p>(25)の2 (略)</p> <p>(25)の3 <u>医療法施行令第4条第4項の規定による届出事項の変更の届出を受理すること。</u></p> <p>(26)～(271) (略)</p> <p>2・3 (略)</p>	<p>(25)の2 (略)</p> <p>(26)～(271) (略)</p> <p>2・3 (略)</p>
---	--

附 則

この規則は、令和8年4月1日から施行する。ただし、第3条の3第1項第130号及び第135号、同条第4項第136号の56及び第136号の57、第7条第20号並びに第8条第1項第25号の改正は、公布の日から施行する。